

放送法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○放送法(昭和二十五年法律第百二十二号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 日本放送協会</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 監査委員会(第四十二条―第四十八条)</p> <p>第四節の二 会長指名委員会(第四十八条の二―第四十八条の五)</p> <p>第五節～第九節 (略)</p> <p>第四章～第八章 (略)</p> <p>第九章 放送番組センター(第六十七条―第七十三条)</p> <p>第九章の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会(第七十三條の二―第七十三条の八)</p> <p>第十章・第十一章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(定款)</p> <p>第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 経営委員会、監査委員会、会長指名委員会、理事会及び役員に関</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (同上)</p> <p>第三章 日本放送協会</p> <p>第一節～第三節 (同上)</p> <p>第四節 監査委員会(第四十二条―第四十八条)</p> <p>(新設)</p> <p>第五節～第九節 (同上)</p> <p>第四章～第八章 (同上)</p> <p>第九章 放送番組センター(第六十七条―第七十三条)</p> <p>(新設)</p> <p>第十章・第十一章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>(定款)</p> <p>第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>一～四 (同上)</p> <p>五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項</p>

する事項

六〇八 (略)

2 (略)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イヨ (略)

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条第

一項に規定する服務に関する準則

レノ (略)

二 (略)

2・3 (略)

(委員の任命)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一〇三 (略)

四 政党その他の政治団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは

六〇八 (同上)

2 (同上)

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イヨ (同上)

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条に

規定する服務に関する準則

レノ (同上)

二 (同上)

2・3 (同上)

(委員の任命)

第三十一条 (同上)

2 (同上)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一〇三 (同上)

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは

は販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条及び第五十二條第五項第二号において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

六・七 (略)

4 委員の任命については、四人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

5| 総務大臣は、内閣総理大臣が委員を任命するに当たり、その委員として任命すべき者の選定に資するよう、委員の候補者を選定し、その名簿を内閣総理大臣に提出するものとする。

6| 総務大臣は、前項の規定による委員の候補者の選定については、日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会に諮問するものとする。

第三十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、委員のうち四人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつたときは、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (略)

は販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

六・七 (同上)

4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(新設)

(新設)

第三十六条 (同上)

2 内閣総理大臣は、委員のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (同上)

255 (略)

6| 会長指名委員会が選定する会長指名委員は、会長指名委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、議事録の作成及び公表のために必要な期間として総務省令で定める期間内に、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

2| 前項の議事録は、経営委員会における意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、できる限り詳細に作成されなければならない。

(理事会への出席義務等)

第四十六条の二 監査委員会が選定する監査委員は、理事会に出席しなければならない。

2| 前項の監査委員は、理事会の終了後、遅滞なく、その経過及び結果について、経営委員会に報告しなければならない。

第四節の二 会長指名委員会

(会長指名委員会の設置等)

第四十八条の二 協会に会長指名委員会を置く。

255 (同上)

(新設)

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 会長指名委員会は、会長指名委員三人以上をもつて組織する。

3 会長指名委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命する。

4 会長指名委員の任命については、過半数が同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

5 経営委員会は、会長指名委員のうち過半数が同一の政党その他の政治団体に属することとなつたときは、同一の政党その他の政治団体に属する者が会長指名委員の数の半数(会長指名委員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)になるように、会長指名委員を罷免するものとする。

(会長指名委員会の権限)

第四十八条の三 会長指名委員会は、会長の任命及び罷免に関する経営委員会の議案の内容を決定する。

(会長指名委員会による情報の公表)

第四十八条の四 会長指名委員会は、あらかじめ、会長として任命すべき者の選定の基準及び手続を定め、これを公表しなければならない。

2 会長指名委員会は、会長指名委員会の終了後、会長の任命及び罷免を議事とする経営委員会の日の前日までに、経営委員会の定めるところにより、会長指名委員会の議事の経過の要領及びその結果を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

(会長指名委員会への準用)

第四十八条の五 第四十七条及び第四十八条(第三項を除く。)の規定

(新設)

(新設)

(新設)

は、会長指名委員会について準用する。

(理事会)

第五十条 (略)

(削る)

(会長等)

第五十一条 (略)

2| 会長は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行に関する事項について決定をしようとするときは、理事会の議を経なければならない。

3| 5| (略)

第五十二条 (略)

2| 4 (略)

5| 理事には、その任命の際現に次の各号のいずれにも該当しない者が含まれるようにしなければならない。

一 協会の役員又は職員である者(任命の日以前十年間においてこれらに該当した者を含む。)

二 協会の子会社の役員又は職員である者(任命の日以前十年間においてこれらに該当した者を含む。)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

(理事会)

第五十条 (同上)

2| 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(会長等)

第五十一条 (同上)

(新設)

2| 4| (同上)

第五十二条 (同上)

2| 4 (同上)

(新設)

第五十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の任命の際現に前条第五項各号のいずれにも該当しなかつたときの同項の規定の適用については、その再任の際現に同項各号のいずれにも該当しない者とみなす。

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人が職務の任に堪えないと認めるとき又は会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、役員法令及び定款を遵守して協会のため忠実に職務を行う義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する役員の服務に関する準則には、協会の放送の不偏不

(新設)

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(新設)

党、真実及び自律に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

第九章の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会

(設置)

第七十三条の二 総務省に、日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会(以下この章において「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第七十三条の三 選定委員会は、第三十一条第六項の規定による総務大臣の諮問に応じ、経営委員会の委員の候補者の選定について調査審議する。

(組織)

第七十三条の四 選定委員会は、委員六人以内をもつて組織する。

(委員の任命)

第七十三条の五 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

(委員の任期等)

第七十三条の六 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



第七十三條の七 選定委員會に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員會を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(政令への委任)

第七十三條の八 この法律に規定するもののほか、選定委員會に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協會又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第四十一條第一項、第四十八條の四第一項若しくは第二項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協會又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一・二 (同上)

三 第四十一條、第六十一條又は第六十二條の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四・五 (同上)

2 (同上)

○総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) 抄 (附則第三条関係)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款〜第三款 (略)</p> <p>第四款 電気通信紛争処理委員会(第十九条)</p> <p>第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会(第十九条の二)</p> <p>第五款 (略)</p> <p>第三節・第四節 (略)</p> <p>第四章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>電気通信紛争処理委員会</p> <p>日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (同上)</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 (同上)</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款〜第三款 (同上)</p> <p>第四款 電気通信紛争処理委員会(第十九条)</p> <p>(新設)</p> <p>第五款 (同上)</p> <p>第三節・第四節 (同上)</p> <p>第四章 (同上)</p> <p>附則</p> <p>第八条 (同上)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>(同上)</p> <p>電気通信紛争処理委員会</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

(略)

第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会

第十九条の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会については、放送法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(同上)

(新設)

(新設)